省令

○環境省令第二十二号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）及び大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の二十二、第十八条の二十三第一項及び第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の二十四第一項、第十八条の二十五第一項並びに第十八条の三十並びに大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）第三条の五の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日

環境大臣　山本　公一

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）（抄）

改正後	改正前
（水銀排出施設に係る基準）	
第五条の二　令第三条の五の環境省令で定める基準は、別表第三の三の中欄に掲げる施設の種類及び規模に該当することとする。	（新設）
（水銀排出施設の設置等の届出）	
第十八条の五　法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。	（新設）
2　法第十八条の二十三第二項（第十八条の二十四第二項及び第十八条の二十五第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。	
一　水銀等の排出の方法	
二　水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所	
三　水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要	
四　煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所	
五　緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法	
3　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項又は第八条第一項の規定に基づき届け出ている場合は、前項の規定にかかわらず、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類の全部又は一部に代えて、第九条に規定する受理書を提出させることができる。	
（水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書）	
第十八条の六　都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項又は第十八条の二十五第一項の届出を受理したときは、様式第三の六による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。	（新設）
（氏名の変更等の届出）	
第十一条　法第十一条（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。	（新設）
（承継の届出）	
第十二条　法第十二条第三項（法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。	（新設）